

○宝塚市議会交際費取扱要綱

平成29年3月31日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市議会交際費（以下「議会交際費」という。）の適正な執行及び支出状況の透明性確保を図るため、その支出基準及び自主公開に関して必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 議会交際費の種別及び支出範囲等は、宝塚市交際費支出基準に準ずるものとする。

(自主公開)

第3条 議会交際費の支出内容については、次に掲げる項目を自主公開するものとする。ただし、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号）第7条に規定する非公開情報については非公開とする。

- (1) 支出日
- (2) 支出項目
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

- 2 議会交際費の支出状況の自主公開は、宝塚市議会ホームページに掲載するとともに、宝塚市議会事務局にて執務時間中に閲覧に供することにより行う。
- 3 議会交際費の各月分の支出内容については、宝塚市議会交際費支出状況（様式第1号）及び宝塚市議会交際費支出明細（様式第2号）を取りまとめ、当月分を翌月15日までに自主公開する。
- 4 議会交際費の年間支出状況については、宝塚市議会交際費年間支出状況（様式第3号）を取りまとめ、翌年度の4月15日までに自主公開する。
- 5 閲覧者が写しの交付を希望する場合の費用負担については、宝塚市情報公開条例施行規則（平成13年規則第8号）第6条の規定を準用する。
- 6 閲覧関係文書は、業務の完結した日の属する年度の翌年度4月1日から起算し5年を経過する日まで保存するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、議会交際費の自主公開について必要な事項は、別に議長が定める。

(見直し)

第4条 この要綱については、社会通念及び社会情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(宝塚市議会交際費自主公開実施要領の廃止)

2 宝塚市議会交際費自主公開実施要領は廃止する。

(経過措置等)

3 この要綱の規定は、平成29年度以後に支出のあった議会交際費について適用し、平成28年度以前に支出のあった議会交際費については、前項の規定による廃止前の宝塚市議会交際費自主公開実施要領の規定を適用する。

様式第1号（要綱第3条関係）

平成 年度（ 年度）宝塚市議会交際費 支出状況

平成 年 月分

支出項目	件数 (件)	支出金額 (円)	備 考
1 出席者会費			
2 弔慰			
3 記念品			
4 その他			
合 計			

様式第2号（要綱第3条関係）

平成 年度（ 年度）宝塚市議会交際費 支出明細

平成 年 月分

単位：円

No.	支出日	支出項目	支出内容	支出金額
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合 計				件

様式第3号（要綱第3条関係）

平成 年度（ 年度）宝塚市議会交際費年間支出状況

		出席者会費	弔慰	記念品	その他	計
4月	件数(件)					
	金額(円)					
5月	件数(件)					
	金額(円)					
6月	件数(件)					
	金額(円)					
7月	件数(件)					
	金額(円)					
8月	件数(件)					
	金額(円)					
9月	件数(件)					
	金額(円)					
10月	件数(件)					
	金額(円)					
11月	件数(件)					
	金額(円)					
12月	件数(件)					
	金額(円)					
1月	件数(件)					
	金額(円)					
2月	件数(件)					
	金額(円)					
3月	件数(件)					
	金額(円)					
合計	件数(件)					
	金額(円)					